

厚生労働大臣が定める掲示事項

入院基本料等に関する事項 看護要員の配置に係る情報 2025年9月1日現在

当院の看護職員および看護補助者の配置は次のとおりです。

病棟	入院基本料	1日に勤務している 看護職員の人数	1日に勤務している 看護補助者の人数	1人当たりの受け持ち患者数 (8:30～17:00)		1人当たりの受け持ち患者数 (17:00～8:30)	
				看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者
2N病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料1 (13対1)	8人以上	4人以上	8人以内		16人以内	
2S病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料1 (13対1)	10人以上	5人以上	7人以内	11人以内	21人以内	42人以内
3S病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料1 (13対1)	10人以上	5人以上	7人以内	11人以内	21人以内	43人以内